



# Newsletter

KPMG in Thailand



Global Japanese Practice タイ ニュースレター 2019 年 4 月 No.3

## 1.改正労働者保護法の施行、2.過年度の未納税金に対するペナルティ等の免除措置、3.新土地建物税(通称: 固定資産税)の導入

お客様各位

直近で 1.改正労働者保護法の施行(2019 年 5 月 5 日から施行)、2.過年度の未納税金に対するペナルティ等の免除措置(2019 年 6 月 30 日までに要申請)、3.新土地建物税(通称: 固定資産税)の導入・施行(納税は 2020 年 1 月以降)といった動きがありましたので、お知らせします。

### 1. 改正労働者保護法の施行

[GJP Newsletter 2018 年 12 月 No.2](#)にてお知らせした改正労働者保護法が、2019 年 4 月 5 日付で官報(Royal Gazette)にて公告されたため、官報掲載日から 30 日後の 2019 年 5 月 5 日から施行されることとなります。この改正法の施行によって、雇用者は改正法に合わせて就業規則を改定する必要があります。

法律上、従業員を 10 名以上雇用する雇用者は、就業規則の改定日(すなわち 2019 年 5 月 5 日)から 15 日以内に、改定した就業規則を従業員に向けてアナウンスしなければならないため、2019 年 5 月 20 日までに就業規則を改定して告知しなければなりません。改正労働者保護法の主な改正点は、以下の通りです。

- 雇用主は、勤続年数 20 年以上の従業員に対して、最終給与の 400 日分の法定解雇金を支払う義務を有する(現行法では最終給与の 300 日分の法定解雇金)
- 女性従業員は、産前産後休暇を最大で 98 日(45 日は有給休暇扱い)取得する権利を有する(現行法では 90 日)
- 全ての従業員は、用事休暇(有給休暇扱い)を少なくとも 3 日間取得する権利を有する
- 雇用主は、従業員の雇用終了日から 30 日以内に残業代を含む給与等を支払わなければならない
- 雇用主の変更の際には、従業員の同意を必要とし、従業員は前雇用主の下で得ていた権利と同等の権利を与えられる(事業譲渡や合併による雇用主の変更も同様)

なお、法定解雇金の改正による会計上の影響については、4月10日に配信した「GJP Newsletter 2019年4月 No.2」をご参照ください。

## 2. 過年度の未納税金に対するペナルティ等の免除措置

年間売上が5億バーツ以下の法人を対象に、2019年6月30日までに過年度の未納税金を自主的に納付すれば、ペナルティや延滞税を免除するという勅令が2019年3月25日付で官報(Royal Gazette)にて公告され、翌日の2019年3月26日に施行されました。

2016年にタイ歳入局に対して一定の申請を行えば、過年度の税務調査を免除するという制度が実施されましたが、今回の制度はそれと少し異なります。今回の措置は、納税者が過年度の税務申告の誤りを認め、自主的に修正申告を行う場合には、その追加納付に対するペナルティ及び延滞税を免除するというものです。ただし、自主的に修正申告を行った場合でも、その対象年度の税務調査が免除されるとは規定されていないので、その点は留意が必要です。

### ◆ 対象法人

以下の要件を充足する法人

- 2018年9月30日以前に終了した直近の会計期間(12ヶ月)の売上が5億バーツ以下であること(12月決算の場合は2017年12月期、3月決算の場合は2018年3月期)
- 法施行日(2019年3月26日)前から継続して法人税申告書(PND 50)を歳入局に提出していること
- 法施行日(2019年3月26日)前に不正なタックスインボイスの発行又は使用により、刑事法の下で歳入局から訴訟された記録がないこと

### ◆ 適用要件

上記の措置を受けるためには、以下の手続きを行わなければならない。

- (1) 2019年6月30日までに、歳入局のウェブサイトより本勅令に基づく申請書を提出すること
- (2) 以下の期間にかかる税務申告について誤りがある場合は、2019年6月30日までに、修正申告とともに、その未納付額を納付すること
  - a. 2016年1月1日から2017年12月31日までの間に開始した会計年度の法人税
  - b. 2016年1月1日から2019年2月28日までの期間のVAT及び特定事業税
  - c. 2016年1月1日から2019年3月25日までの間に締結された課税文書にかかる印紙税
  - d. 2016年1月1日から2019年3月25日までの間に行われた取引にかかる源泉税
- (3) 2019年7月1日から2020年6月30日までの間に申告期限が到来する全ての税務申告について、オンラインにて申告及び納税を行うこと

### ◆ ペナルティ及び延滞税の免除措置

上記の適用要件(2)に定める期間の法人税、VAT、特定事業税、印紙税及び源泉税の修正申告にともなうペナルティ及び延滞税を免除する。ただし、本勅令の施行日前に、歳入局より更正通知又は租税の支払通知が発行されているものは対象とならない。

なお、上記(3)の適用要件を充足しなかった場合には、歳入局はその法人に与えられた免除措置を遡って取り消すことができ、その場合、免除措置を取り消された法人に対して、ペナルティ及び延滞税の納付を命じることができる。

### 3. 新土地建物税(通称: 固定資産税)の導入

2016年から導入が議論されていた新土地建物税(通称: 固定資産税)が、ついに2019年3月12日付で官報(Royal Gazette)にて公告され、翌日の2019年3月13日に施行されました。この新土地建物税は、現行の土地家屋税及び地方開発税にとって代わるもので、毎年1月1日時点の土地又は建物(コンドミニアムを含む)の所有者または占有権利者もしくは使用権利者が納税義務を負い、2月に地方自治体から送付される納税通知書に基づき、4月末までに納税を行うことになります。従って、新土地建物税法に基づく納付義務は、2020年1月1日以降に発生することになります。

#### ◆ 納税義務者

以下の土地又は建物を1月1日時点で所有する個人または法人をいう。土地の所有者と建物の所有者が異なる場合には、それぞれの所有資産について納税義務を負う。

#### ◆ 課税標準及び税率

課税標準は、毎年1月1日時点の土地・建物の評価額であり、現在、土地や建物の登記手数料の算定に使用されている土地局の評価額が基礎となる。新土地建物税は、その課税標準に、土地・建物の区分に応じた税率を乗じて計算される(土地・建物が複数の目的で使用されている場合、その使用用途面積に応じて課税標準を区分する)。当初2年間(2020年分と2021年分)に適用される税率は、下表のとおりである。

区分		制限税率	課税標準額(パーツ)	税率	免税点及び備考	
農業目的の土地・建物		0.15%	7,500万パーツ以下	0.01%	個人が所有する農業目的の土地・建物は、課税標準額が5,000万パーツ以下のものは非課税(ただし、当初3年間は課税標準額に関わらず、非課税)	
			7,500万パーツ超、1億パーツ以下	0.03%		
			1億パーツ超、5億パーツ以下	0.05%		
			5億パーツ超、10億パーツ以下	0.07%		
			10億パーツ超	0.1%		
居住用の土地・建物	個人が土地及び建物を所有している場合	0.3%	2,500万パーツ以下	0.03%	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が土地及び建物を所有する場合で、本人名義で登記がされている場合、課税標準額が5,000万パーツ以下のものは非課税</li> <li>個人が建物のみを所有する場合で、本人名義で登記がされている場合、課税標準額が1,000万パーツ以下のものは非課税</li> </ul>	
			2,500万パーツ超、5,000万パーツ以下	0.05%		
			5,000万パーツ超	0.1%		
	個人が建物のみを所有している場合		4,500万パーツ以下	0.02%		
			4,500万パーツ超、6,500万パーツ以下	0.03%		
			6,500万パーツ超、9,000万パーツ以下	0.05%		
			9,000万パーツ超	0.1%		
	上記以外の場合		5,000万パーツ以下	0.02%		N/A
			5,000万パーツ超、7,500万パーツ以下	0.03%		
			7,500万パーツ超、1億パーツ以下	0.05%		
1億パーツ超		0.1%				
農業用または居住用以外の土地・建物		1.2%	5,000万パーツ以下	0.3%		
			5,000万パーツ超、2億パーツ以下	0.4%		

		2億パーツ超、10億パーツ以下	0.5%	
		10億パーツ超、50億パーツ以下	0.6%	
		50億パーツ超	0.7%	
未使用地	1.2%	5,000万パーツ以下	0.3%	3年間連続して未使用の場合は0.3%の税率が適用されるものとする。未使用期間が3年を超える場合、3年毎に税率が0.3%引き上げられる(最大3%まで)
		5,000万パーツ超、2億パーツ以下	0.4%	
		2億パーツ超、10億パーツ以下	0.5%	
		10億パーツ超、50億パーツ以下	0.6%	
		50億パーツ超	0.7%	

#### ◆ 納税方法

納税者は、毎年2月に地方自治体から送付される納税通知書に基づき、4月末までに納税を行う。

#### ◆ 罰則

期限内に納税を行わなかった場合には、期限後の納税タイミングに応じて、以下のペナルティ及び月1%の延滞税(未納税額相当額が限度)が課される。

- 督促通知を受領する前までに納税した場合: 未納税額の10%
- 督促通知で指定された期日までに納税した場合: 未納税額の20%
- 督促通知で指定された期日を過ぎて納税した場合: 未納税額の40%

#### ◆ 経過措置(当初3年間の減免措置)

新土地建物法の下で算定される税額が、2019年分の土地家屋税及び地方開発税よりも高くなる場合は、2020～2022年分の新土地建物税は、以下のとおり減額される。

- 2020年分: 2019年分の土地家屋税及び地方開発税+増額分の25%
- 2021年分: 2019年分の土地家屋税及び地方開発税+増額分の50%
- 2022年分: 2019年分の土地家屋税及び地方開発税+増額分の75%

## KPMG のコメント

1.改正労働者保護法の施行については、改正法に合わせて就業規則を改定し、2019年5月20日までに従業員に告知しなければなりませんので、これを機に改正項目を含めた自社の就業規則が法律に準拠しているかを網羅的に確認されることをお勧めします。弊社でもそのようなサービスを行っておりますので、興味がありましたらお問い合わせください。

2.過年度の未納税金に対するペナルティ等の免除措置は、納税者の自主的な税務コンプライアンスの遵守を推奨する制度ですが、2016年に実施された制度とは異なり、過年度分の税務調査が免除されるものではないこと、今後はオンラインでの申告・納税が義務付けられる点に留意ください。

3.新土地建物税については、課税標準は基本的に土地局の評価額が用いられますが、建物については全て登記されているとは限らないので、評価額がどのように算定されるかは、今後の実務運用を見ていく必要があります。

本件に関して質問等ございましたら、弊社の以下の税務担当までご連絡ください。

## KPMG 税務・法務担当者

柴田 智以、ディレクター  
E: [tshibata1@kpmg.co.th](mailto:tshibata1@kpmg.co.th)

伊藤 進、アソシエイトディレクター  
E: [sito1@kpmg.co.th](mailto:sito1@kpmg.co.th)

## [KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)

### [過去のニューズレター一覧](#)

KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先  
[gjp-marketing@kpmg.co.th](mailto:gjp-marketing@kpmg.co.th)

[Privacy](#) | [Legal](#) | [Unsubscribe](#)

© 2019 KPMG Phoomchai Audit Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

[twitter.com/KPMG\\_TH](https://twitter.com/KPMG_TH)  
[youtube.com/KPMGinThailand](https://youtube.com/KPMGinThailand)  
[facebook.com/KPMGinThailand](https://facebook.com/KPMGinThailand)



[kpmg.com/app](https://kpmg.com/app)



Anticipate. Innovate. Deliver

[kpmg.com/th](https://kpmg.com/th)

